保 存 版

平成３１年度

暴風警報及び大雨警報、 避難勧告、避難指示、 特別警報等　発令時の児童の登下校について

《　暴風警報・避難勧告・避難指示・特別警報等発令の場合　》

１　登校前に　「暴風警報」「避難勧告」「避難指示」「特別警報」　が発令された場合

午前６時までに警報が解除された時	通常授業を行います。
午前６時までに警報が解除されない時	午前中の授業を中止します。
午前６時～午前１１時までに警報が解除された時	午後の授業を行います。 午後の授業がある学年のみ昼食を済ませ、分団登校します。 （午後１時に分団集合場所に集合）
午前１１時を過ぎても警報が解除されない時	当日の授業を中止します。

※　教育委員会が前日に休校を決定した場合、平日・土日祝を問わず、前日１２時までに教育委員会より「なごやっ子あんしんメール」と「教育委員会ホームページ」で休校をお知らせします。

２　登校前に　「大雨警報・大雪警報」　が発令された場合

通常通り、分団登校します。ただし、通学路が一時的な大雨・雷雨・大雪のために道路冠水・土砂崩れなど危険と思われる場合は、しばらく登校を見合わせます。登校を見合わせる場合は、「なごやっ子あんしんメール（きずなネット）」等でお知らせします。

長期休業中は、登校前に暴風警報・大雨警報が発令されていたら、当日の行事及び部活動は中止します。

３　登校後に　「暴風警報」　が発令された場合

保護者の方（保護者から依頼された方）に児童を迎えに来ていただきます。その場合は、「なごやっ子あんしんメール（きずなネット）」等でお知らせします。

４　登校後に　「大雨警報・大雪警報」　が発令された場合

原則として授業を行いますが、近隣の小中学校と協議し、安全を確認し、下校させる場合があります。下校は、学年下校か分団下校かどちらかです。どちらの場合も、「なごやっ子あんしんメール（きずなネット）」等でお知らせします。

５　登校後に　「避難勧告」「避難指示」「特別警報」が発令された場合（Ｈ25．８．30に改正）

原則として児童を学校に待機させます。〈しかし、避難勧告等発令中に保護者の方(保護者から依頼された方）が迎えに来られたとき、気象や地域の状況に応じて、近隣の小中学校と協議した結果安全が確認された場合については、保護者とともに下校していただく場合もあります。〉

気象予警報の区域は、「名古屋市」になります。（Ｈ２２．５．２７に改正）

※　テレビなどでは、「尾張東部では、大雨警報が出ている市町村があります」など、市町村をまとめた地域の名称で報道される場合があります。愛知県に警報が発表されたことを知ったときには、気象情報や気象庁ホームページ、テレビやラジオの放送等でご確認ください。

※　このお知らせは、ご家庭の目に付きやすいところに、１年間掲示しておいてください。

堀田小学校　℡　８８１－０８６０